

SB40 サイドイベント傍聴報告

2014年6月16日

一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2014年6月4日～15日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約第40回補助機関会合 (SB40) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル : CDM その他メカニズムにおける、地域利害関係者との協議に係るベストプラクティス (“Best Practices in Local Stakeholder Consultation in the CDM and other Climate Mitigation Mechanisms”)
- イベントの種類 : サイドイベント
- 日時 : 2014年6月11日 (水) 18:30-20:00
- 主催者 : Carbon Market Watch
- 会場 : ドイツ交通省 (Tram)
- モデレーター (敬称略) : Eva Filzmoser (Carbon Market Watch)
プレゼンター (敬称略) : Karen h. Olsen (UNEP Risoe)、Hugh Sealy (CDM 理事会議長)、Edwin Usang (Nigeria, REDD Safeguard Working Group)、Brandon Wu (Action Aid)、Alyssa Johl (Center for International Environmental Law: CIEL)

■ 概要

- ワルシャワで開催された第9回京都議定書締約国会合 (CMP9) にて、CDM プロジェクトの影響を受ける地域利害関係者との協議 (Local Stakeholder Consultation: LSC) のグッドプラクティスをまとめることが義務付けられた。Santa Lita 水力発電プロジェクトなど人権が侵害されている CDM プロジェクトが複数存在し、CDM 理事会により様式手順の改正など多くの対策がとられている。
- プロジェクト実施時の利害関係者との協議につき、異なる経験のシナジーと教訓を共有するために、REDD セーフガードやグリーン気候基金 (GCF) における取組が紹介された。

■ 発表内容 (敬称略)

1. Karen h. Olsen (UNEP Risoe) : 「CDM における LSC の役割 : ルールと実践 (“The role of local stakeholder consultations in CDM: Rules and practice”)」
- CDM では持続可能な開発 (Sustainable Development: SD) が便益として認められている。LSC は公衆が意思決定過程に参加する権利として重要である。LSC を経ないとプロジェクトがもたらす負の影響を把握できない。LSC は SD を実現するためだけで

なく、透明性の観点でも重要である。

- 現行制度では、有効化審査の過程で LSC プロセスがチェックされるようになっているが、プロジェクト実施中や登録後に地域利害関係者が意見表明する仕組みがない。このため、CDM の様式手順の修正がなされているところである。
- グアテマラの Santa Rita 水力発電プロジェクトでは、LSC で人権侵害が指摘され、プロジェクトは実施されるべきでない、と CDM 理事会に申し出た。SD が達成されていないにもかかわらず、ホスト国指定国家機関 (DNA) がプロジェクトを承認したのは問題である。

2. Hugh Sealy (CDM 理事会議長) : 「CDM における LSC—CMP マンデートとこれまでの進展 (“CDM Local Stakeholder Consultation –Update on CMP mandate and progress to date”)」

- CDM の様式手順では、有効化審査の過程で LSC を実施するよう規定している。これまで CDM 理事会は、LSC とホスト国の既存政策とのバランスをとるようにしてきた。
- ワルシャワでの CMP9 決定を受け、CDM 理事会は CDM 様式手順の改善を進め、LSC プロセスを強化中である。
- 具体的には、CDM 理事会は DNA フォーラムと協力し、LSC 実践事例を収集してウェブサイトにて共有することにした。また、LSC ガイドライン策定を希望する DNA に対して事務局が技術的な支援をすることになったが、まだひとつの DNA からしか要請がないため、今後は更なる周知を図る。
- LSC 実施後に CDM プロジェクト設計を大きく変更した場合、指定運営組織 (DOE) は有効化審査の一環として、当該 LSC が十分か評価することが義務付けられた。
- LSC で提出されたコメントについてプロジェクト参加者 (PP) の対応に不満がある場合、ホスト国 DNA に表明できる仕組みを構築することが同意された。登録後においてもホスト国 DNA が対応を調査し CDM 理事会に報告できるよう、技術ペーパーで修正案を作成し、SBI40 に提出している。
- LSC は CDM にとって重要であり、SD 便益への影響が大きいため、SD を満たすよう求めたい。ホスト国内で政府、PP といった関係者が多くいるが、規則には従わなくてはならない。規則をより改善しなくてはならない。

3. Edwin Usang (Nigeria, REDD Safeguard Working Group) : 「REDD における LSC の経験より (“Experience from local stakeholder consultation in REDD”)」

- UN-REDD プログラムでは、政策委員会によりプロジェクトが承認される前に、市民を含む利害関係者協議が必須であり、強調されている。
- パイロットプロジェクトが実施されたナイジェリアの例では、3つのサイトで20のコミュニティが関与しており、市民やアカデミアなどから構成される利害関係者代表は、

プロジェクトに本当に便益があるかを考慮しなくてはならない。実施のすべての段階で、コミュニティが同意することが最重要である。多くの活動が実施中であるが、誰かが不満を表明すれば、プロジェクトは一時的に中断される。

- パナマでは昨年、UN-REDD プログラムが政策委員会にかけられ、プロジェクトが延期された。報告書が政策ボードに提出され、委員会はプロジェクト実施を承認する前にコンサルタントを招聘し協議した。

4. Brandon Wu (Action Aid): 「GCF における LSC の役割 (“Role of local stakeholder consultation in GCF”)」

- GCF では資金供与するための必須要素として、利害関係者の関与を重要視しており、市民から歓迎される要因となっている。
- GCF では原則として **country driven approach** をとり、**country ownership** が鍵である。ボードは GCF が資金供与するプロジェクトの利害関係者と協議する機会を設け、様々な利害関係者に関与させるよう推奨している。
- ボートは独自の環境セーフガードを策定し、利害関係者協議も含めている。ボートによる提案承認プロセスで、GCF 事務局は利害関係者協議がガイドラインに則って実施されているかチェックし、報告書にまとめる。また、地域枠組において、**country ownership** に係る基準があり、利害関係者協議が実施されたかどうかチェックする。
- グローバルな利害関係者協議を実施するには資金と時間が必要なため、**Decision Readiness** プログラムを進め、資金供与する。

5. Alyssa Johl (Center for International Environmental Law: CIEL) : 「CDM、REDD、GCF におけるセーフガードの進展と今後の展開 (“Progress on safeguards in CDM, REDD and GCF and ways forward”)」

- セーフガードは新たな義務ではなく、元からある義務である。国際的な手続きは人権保護が徹底されていない。セーフガードは LSC の顕著な進歩に道を開いた。CDM では、インドやパナマで人権が侵害された事例が LSC の重要性を高めた。
- セーフガードを掘り下げて国レベルでのガイドランスを策定する義務がある、と多くの機関で議論されている。国レベルでの決定がなされるよう活発な交渉を期待したい。GCF は政策レベルで働きかけている。CDM においては、国が策定している SD 基準に、さらなる押し上げを期待したい。とりわけ DOE は人権を考慮すべき。カンクン合意のパラグラフ 7 で、「締約国は人権を尊重しなくてはならない」としている。

■ 質疑応答（敬称略）

Q. 不明（Chicago Environmental Law Center）

利害関係者から寄せられたコメントについて全て満たす必要があるが、どのように対応しているか。CDM は SD だけでなく人権保護についても規定すべきである。協議プロセスには手間も資金もかかるが、社会発展コストを事前に削減できる。

A. Hugh Sealy（CDM 理事会議長）：

利害関係者から寄せられた全てのコメントに対し同意しなくてもよいが、よりよい解決法を考え行動しなくてはならない。

Q. Hana（スペイン系機関）：

DNA は利害関係者をどのように支援しているか。

A. Hugh Sealy（CDM 理事会議長）：

どのような対応が求められるべきか、事務局がコンセプトノートにまとめ発表している。我々は LSC の範囲を定義しようとしている。今後 LSC のガイドラインを策定し提供する予定である。

Q. Ogura（日本企業）：

国際金融公社（IFC）ガイドラインのポイントを教えてほしい。

A. Brandon Wu (Action Aid):

IFC の履行基準について、原則段階と実施段階に分けられる。地域利害関係者協議について、適応基金では社会環境の文脈で語られるのに対し、IFC では地元住民の観点で議論される。実施段階が問題であり、まだベストプラクティスとは言えない。

（報告者：OECC 小柳 百合子）

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版

http://www.mmechanisms.org/info/event/details_oecc_SB40report.html

英語版

http://www.mmechanisms.org/e/info/event/details_oecc_SB40report.html